

建築確認申請 事前調査報告書

下記の建築計画の確認申請にあたり、事前に調査しましたので報告します。
この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

令和 7 年 4 月 1 日

<確認申請提出先>

- ☐ 熊本市 建築主事 宛
☒ 指定確認検査機関の長 宛
- ☒ 日本ERI
☐ ACS熊本
☐ 熊本建築審査センター
☐ 熊本建築確認検査機関
☐ その他の指定確認検査機関

報告者

設計事務所名	●●建築設計事務所
所在地	●●市●●町●●一● Tel (●●●●) ●●●● - ●●●●
管理建築士名(又は設計者名)	
資格	(1) 級建築士 (大臣) 登録 第 00000 号
連絡者又は代理者の業者名及び氏名	Tel (●●●●) ●●●● - ●●●● 熊本 次郎

(1) 建築計画の概要

※太線枠内は報告者記入欄です。記入漏れのないようにお願いします。

建築主	フリガナ カブシキガイシャ ○○ ダイエイトリマリヤク ケンチク タロウ 氏名 株式会社 ○○ 代表取締役 建築 太郎
敷地の地名地番	熊本市 ○○区□□町△△字000番0
都市計画区域	☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外
用途地域	☒ 1低 ☐ 2低 ☐ 1中高 ☐ 2中高 ☐ 1住 ☐ 2住 ☐ 準住 ☐ 近商 ☐ 商業 ☐ 準工 ☐ 工業
防火地域等	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☒ 法第22条区域 ☐ 指定なし
指定建蔽率	60 % (開発)風致(その他) 40 %
指定容積率	150 % (開発)その他 80 %
その他の地域地区等	☒ 開発許可 ☒ 盛土規制 ☐ 都計道 ☐ 風致 ☐ 建築協定 ☐ 旧区画 ☐ 地区計画 ☐ 大規模集客施設制限地区 ☐ その他()
排水状況	☒ 下水道 ☐ 浄化槽 ☐ 汲取り ☐ 農集 ☐ 排水無
がけ条例(高低差H=2.0m超)	☒ 無 ☐ 有(□水平距離H×1.5 □杭 □基礎 □その他) 有の場合、チェックした内容を配置図へ記載ください
申請床面積	130.00 m ² (既存含む) m ² うち屋内駐車場面積 (m ²)
申請部分の用途	☒ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅・長屋 (戸) ☐ 上記以外 () (既存部分の用途 ())
工事種別	☒ 新築 ☐ 棟別新築 ☐ 増築 ☐ その他 ()
階数 (既存部分の階数)	地上 2 階 / 地下 0 階 最高の高さ 8.50 m (地上 0 階 / 地下 0 階) 既存(m)
構造種別	☒ 木造 ☐ 2×4 ☐ RC造 ☐ S造 ☐ CB造 ☐ 木質・S・RC系工業化住宅 ☐ その他 ()
敷地面積	200.00 m ² ☐ 敷地面積500㎡超の場合(5)~11 開発指導課 協議要 (7)~54 みどり政策課 協議要 (一戸建て住宅は除く)

(2) 敷地に接する道路、道路状空地及び水路等の概要

方角	種類 (市道、私道等)	境界立会・地籍調査	道路判定	位置指定道路	建築指導課所見
		確定	年月日	判定区分 / 判定番号	指定番号
北	市道	済・未	●年●月●日	B-1/15-100	
東	私道	済・未	◇年◇月◇日		S50-500
西	里道	済・未	△年△月△日	E/03-150	
南	水路	済・未	■年■月■日	暫定E	

□左記に記載の道路等について種類・幅員・中心線・後退線及び後退幅をそれぞれ配置図へ記載ください

(3) 敷地の既存ブロック塀等

既存ブロック塀等	☐ 無 ☒ 有	【適合性】 高さ・基礎・控壁等 (令第61条、令第62条の8等)	☐ 適合 ☒ 不適合	□構造計算等で安全性が確認できる ■是正する	建築指導課所見 □是正内容等を配置図へ記載ください
		【安全性】 傾き・ぐらつき・亀裂 土留め使用	☐ 安全性有 ☒ 安全性無	□安全性有 ■補修・撤去する	□補修・撤去内容等を配置図へ記載ください □土留めブロックは開発許可基準(3段(0.6m)未満)を満たすことが望ましい

(4) 建築指導課所見欄

☐ (1) 建築計画の概要欄に ・修正 ・記入漏れ あり、確認をお願いします。	熊本市建築指導課・建築審査室 (096-32812516)	担当	建築指導課・建築審査室 受付印
☐ (2) 敷地に接する道路等の概要について建築指導課所見を確認してください。			
☐ (3) 敷地のCB塀等について建築指導課所見を確認してください。			
☐ 次ページ(5)及び(6)の協議先一覧の番号に○がついている部署への協議が必要と思われます。			
☐ 次ページ(7)の規制一覧の番号に○がついている事項を確認してください。			
☐ 市条例27条の取扱いについて □要(□済、□手続中) : □不要(建築審査室 印)			
☐ 市条例28条の取扱いについて □要(□済) : □不要(建築審査室 印)			
☐ 省エネ法適合判定対象			
・新築：200㎡超又は2階建て以上			
・増改築：増改築後の建物が200㎡超又は2階建て以上(増改築部分が10㎡超)の増改築部分			

※添付図書：付近見取図、配置図(建築基準法施行規則に基づき必要事項を記載したもの)、字図(写し可。可能な限り最新なもの)、
盛土規制法の自己申告シート(開発指導課への協議の際は、造成計画断面図が必要になる場合があります)、必要に応じて道路及び水路等の立会記録、現場状況のわかる写真、付近見取図、字図には申請地がわかるように図示をお願いします。裏面有 (1/2)
また、共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舎の場合は、各階平面図(各住戸の面積を記載したもの)・立面図。

(5) 建築基準関係規定等の許可、届出、協議、合議（以下許可等） ※報告者にて許可等の要・不要を必ず記入お願いします。

番号	規 制 事 項	許可等の要・不要(報告者記入)	関係部署受付	関係部署名
43	下水道処理区域内 (公共汚水樹の現地確認)	■処理区域内 □処理区域外 (公共樹 ■有 □無)	/ () 印	上下水道局 給排水設備課
	公共汚水樹の設置	■要(■済、□手続中) : □不要	/ () 印	上下水道局 下水道維持課
48	浄化槽の設置 (既設利用共)	□要(□済、□手続中) : ■不要	/ () 印	浄化対策課 (本庁7階)
49	農業集落排水区域内	□要(□済、□手続中) : ■不要	/ () 印	植木:北東部農業振興センター 基盤整備課 城南:西南部農業振興センター 基盤整備課
11	開発許可	■要(□済、□手続中) : □不要	/ () 印	
12	宅地造成等工事規制区域内	■要(自己申告シート) : □不要	/ () 印	開発指導課 (本庁11階)
12	特定盛土等規制区域等内	□要(自己申告シート) : ■不要	/ () 印	
22	市街化調整区域内	□要(□済、□手続中) : ■不要	/ () 印	
15	都市計画施設の区域内 (道路、公園、流通団地等)	□要(□済、□手続中) : ■不要	/ () 印	都市政策課 (本庁11階)
16	風致地区内の建築	□要(□済、□手続中) : ■不要	/ () 印	
17	地区計画等区域内の建築	□要(□済、□手続中) : ■不要	/ () 印	
24	屋外広告物等の設置	□要(□済、□手続中) : ■不要	/ () 印	都市デザイン課 (本庁11階)
56	急傾斜地崩壊危険区域内	□要(□済、□手続中) : ■不要	/ (内・外) 印	県央広域本部土木工務管理課 (熊本土木事務所)
57	土砂災害特別警戒区域内	□要(□済、□手続中) : ■不要	/ (内・外) 印	
62	駐輪場の設置義務	□要(□済、□手続中) : ■不要	/ () 印	自転車利用推進課 (本庁11階)
59～ 61	駐車場整備地区内の届出 (床面積2000㎡超の場合)	□要(□済、□手続中) : ■不要	/ () 印	市街地整備課 (本庁11階)
38	バリアフリー法・やさまち条例	□要(□済、□手続中) : ■不要	/ () 印	建築指導課 建築審査室

長期優良住宅の認定申請をされる場合には、「長期優良住宅建築等計画等認定事前調査票」(別添様式)における合議も必要となりますので、必要であれば併せて合議をお願いします。

(6) 他法令の届出、協議、合議（協議必須事項） ※報告者にて必ず担当部署受付をお願いします。

番号	規 制 事 項	関係部署受付	関係部署所見	関係部署名
51 52	地下水保全に関する指導 水質汚濁防止法 (排水規制・井戸掘削・雨水 浸透施設・地下工事・節水・ 土壌汚染)	/ () 印	□雨水浸透施設を設置してください (浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝、透水性舗装、緑化ブロック) (傾斜地、低湿地、かん養促進地域) □節水型の機器(トイレ、シャワーヘッド等)の使用をお願いします □水源地付近なので上下水道局と協議が必要です □地下10mを超える工事は着手30日前までに届出が必要です	水保全課 (本庁7階)
53	埋蔵文化財	/ () 印		文化財課 (本庁8階)
50	公害防止の届出 (一戸建て住宅は除く)	/ () 印		環境政策課 (本庁7階)
81	ごみステーション設置 ※共同住宅・長屋のみ 自治会加入 ※共同住宅・長屋のみ	/ () 印		中央・東・西・南・北 区役所総務企画課
82	学校校区 ※共同住宅・長屋のみ	/ () 印		学務支援課
54	緑化協議 ※敷地面積500㎡以上 (一戸建て住宅は除く)	□要(□済、□手続中) : □不要		みどり政策課 (本庁7階)
55-2	液状化対策エリア ※近見、上ノ郷、日吉、刈 草、南高江、平田、合志、 白藤、八幡の各一部	□該当 : □非該当		南区土木センター 総務課

(7) 建築物等に関する規制事項一覧 ※報告者にて必ず要・不要の確認を行ってください。

上記規制事項以外にも建築物を建築する際には、手続、協議を要する事項があります。 別紙「熊本市建築物等に関する規制と手続き窓口一覧(令和7年版)」を参照し概要・窓口等を確認してください。		
1 国土利用計画法	32 建築協定地区内の建築制限	65 空港周辺における建築等の制限
2 公有地の拡大の推進に関する法律	33 建設リサイクル法の届出	66 農地転用許可、届出
3 河川周辺の土地の売買(河川改修)	34 中高層建築物の建築	67 工場立地法
4 建設リサイクル法等(解体)	35 遊戯施設(ばちこ店等)の建築	68 営業許可に関する事前指導《食品衛生法》
5 騒音規制法、振動規制法	36 建築物等による電波障害の防止	69 営業許可に関する事前指導《旅館、美容室その他》
6 大気汚染防止法	37 熊本市建築基準条例	70 医療機関開設許可等に関する事前指導
14 土壌汚染対策法	40 CASBEE熊本(建築物環境配慮制度)	71 薬局開設許可に関する事前指導
18 立地適正化計画に基づく届出	41 長期優良住宅建築等計画	72 特定建築物の届出(ビル管法)
19 市街地再開発事業(土地区画整理事業)	42 低炭素建築物の認定申請	73 動物飼養施設設置に関する事前指導
20 植木中央土地区画整理事業区域内の建築(事業認可後)	44 下水道法の特定施設設置	74 保育園等設置に関する事前指導
21 市街地再開発事業(第1種市街地開発事業)	45 給水装置の協議	75 児童福祉施設に関する事前指導《乳児院等》
23 景観法に基づく各種届出	46 水源地周辺の地下工事(杭等)の協議	76 児童福祉施設に関する事前指導《ファミリーホーム等》
25 街なみ環境整備促進区域	47 簡易専用水道の設置	77 児童福祉施設に関する事前指導《児童厚生施設》
26 流通業務地区団地内の立地規制	55-1 滑動崩落防止施設保全に基づく届出	78 社会福祉事業の開始に関する事前指導《病児保育施設》
27 大規模小売店舗立地法	55-2 宅地液状化防止施設保全に係る指導	79 児童福祉施設に関する事前指導《障がい者支援施設等》
28 臨港地区内における建築物等の規制	58 砂防指定地	80 老人福祉施設等に関する事前指導《老人ホーム等》
29 建築基準法第43条の認定・許可	63 道路に関する諸手続き(立会・施工承認・占用許可)	83 電波伝搬障害
30 建築基準法の許可(上記以外)	64 道路に関する諸手続き(国道)	84 特別高圧送電線下の建築等
31 地区計画等区域内の建築(熊本駅前南A地区)		85 金峰山県立自然公園内
		86 京塚本町地区